

令和7年度

6次産業化チャレンジ支援事業の募集

白鷹町では、農業の6次産業化（農業生産のみならず、加工や販売まで取り組むこと）や農工商観連携による付加価値の創出に向けて事業に取り組む方を支援します。

募集事業

白鷹町の農林水産物や地域資源などを活用して、新たに取り組む以下の事業を募集します。補助金額はいずれも事業に要する経費の2分の1（以下4項目の事業うち、2項目以上を実施する場合は最大3分の2）を支援します。

1. 新商品・新サービス開発等を行うための調査検討事業

【補助金の上限20万円】

- ・アイデアを具体化していくために、勉強会や研究会の開催、先進地調査及び基礎的な試作など、様々な調査検討を行う事業です。

2. 新商品・新サービスの開発、既存商品・サービス等の改良に取り組む事業

【補助金の上限50万円】

- ・調査検討をふまえて、事業化を目指して商品開発や改良などの具体的な取組を行う事業です。

3. 新商品・新サービス、既存商品・サービス等の改良後の販路拡大に取り組む事業

【補助金の上限30万円】

- ・商品の販路開拓や拡大に向けて商談会に参加するなどの具体的な取組を行う事業です。

4. 新商品や既存商品の改良後の生産性向上に取り組む事業

【補助金の上限25万円】

- ・既に商品開発、改良等が十分になされており、生産性を向上させるための機械器具の購入を行う事業です。

補助対象者

以下の1、2、3のいずれかに該当する方です。

1. 白鷹町で農林水産業を営む個人又は法人（以下「農林水産業者」という。）
2. 農林水産業者が組織する団体
3. 白鷹町で商工観光業を営む個人又は法人

申請期限

令和7年5月16日（金）



詳しくは下記までお問い合わせください。

白鷹町農政課 農業振興係

電話 85-6107（内線 520）



【補助要綱の抜粋】

事業内容及び補助対象経費

事業及び内容	補助対象経費
(1) 新商品・新サービス開発等に取り組むための調査検討事業 イ 市場調査 ロ 先進地調査 ハ 事業化の検討 ニ その他関連事業	謝金（講師・外部専門家謝金）、旅費（交通費、講師・外部専門家旅費）、事業経費（資料購入費、原材料費、消耗品費、運搬費、借上料、印刷製本費、検査料等）、委託費（外部委託費、外注加工費）
(2) 新商品・新サービス開発、既存の商品やサービス等の改良に取り組む事業 イ 商品やサービスの開発や改良 ロ その他関連事業	
(3) 新商品・新サービス、既存の商品やサービス等の改良後の販路拡大に取り組む事業 イ 商談会等出展 ロ アンテナショップや商業施設等への新規出店 ハ その他関連事業	
(4) 新商品や既存商品の改良後の生産性向上に取り組む事業 イ 機械器具の購入	備品費（事業に必要な専用の機械器具とし、金額は5万円以上（税抜）の備品。ただし、レンタルやリースは対象外とする。）

- 2 前項各号の事業を2つ以上組み合わせて実施する場合は、補助金の額は補助対象経費の3分の2以内の額とする。ただし、各号における補助上限額は前項に定める金額とし、補助金の合計額は各号の合計額までとし、最大で100万円までとする。
- 3 第1項第1号の事業については、実績報告と共に、結果を踏まえたレポート（様式任意）を提出するものとする。
- 4 第2号及び第3号の事業については、事業完了後5年間の報告を求めるものとする。

※補助事業者が消費税の課税業者の場合は、消費税額相当分は補助対象となりません。

町ホームページに以下の内容を掲載していますのでご活用ください。

【掲載している内容】

- ・令和7年度白鷹町6次産業化チャレンジ支援事業補助金交付要綱
- ・申請様式
- ・募集チラシ